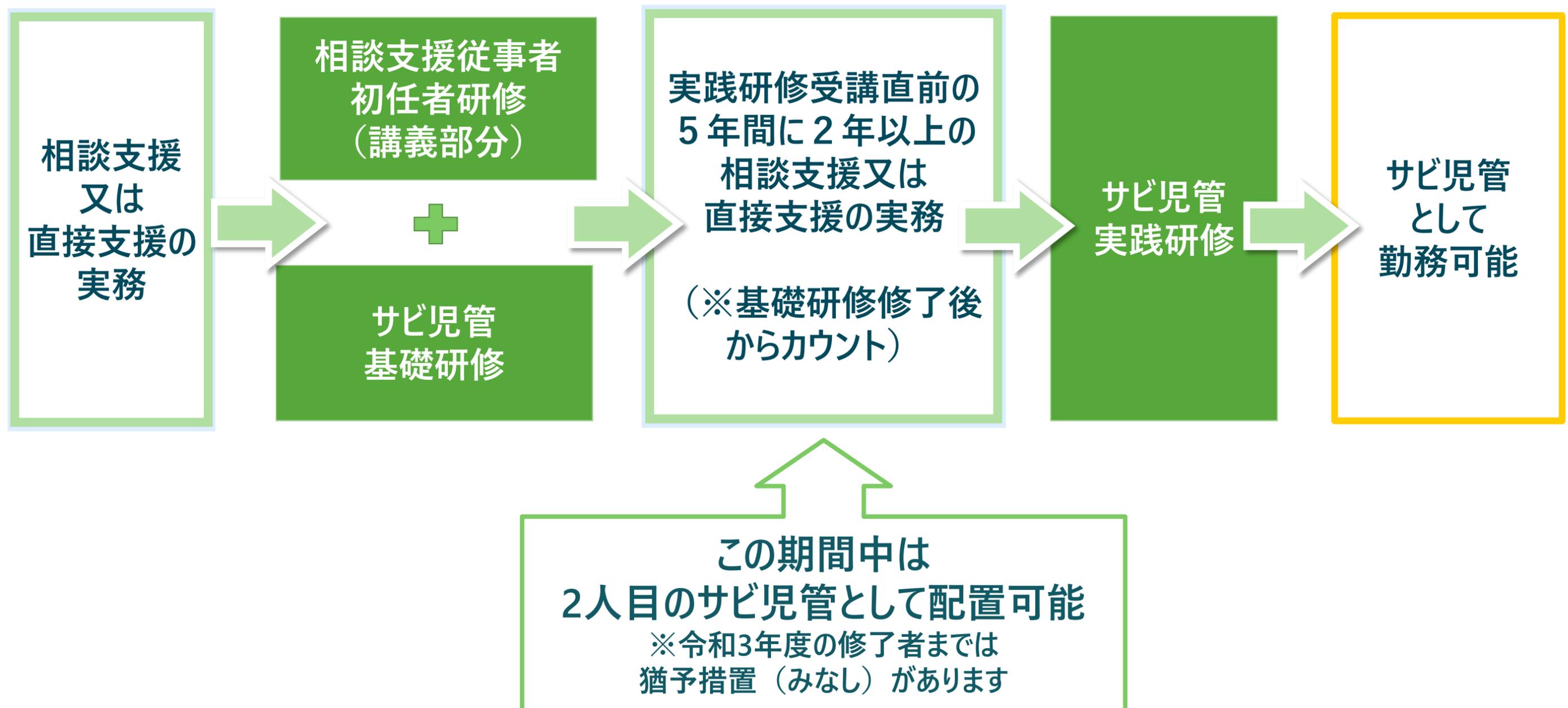


# サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者 の要件について

広島県健康福祉局障害者支援課

# サビ児管になるまで

※ サビ児管：サービス管理責任者 及び 児童発達支援管理責任者



# 実務経験について

---

# 実務経験(サービス管理責任者)

	業務内容	社会福祉主事 任用資格等	国家資格等 による業務	基礎研修受講 に必要な年数 (通算)
1	相談支援業務	—	—	3年 (勤務日数540日) ※1と2の合算可
2	直接支援の業務	あり	—	3年 (勤務日数540日) ※1と2の合算可
3	直接支援の業務	なし	—	6年 (勤務日数1080日)
4	相談支援又は 直接支援の業務	—	3年以上従事	1年 (勤務日数180日)

# 実務経験(児童発達支援管理責任者)

	業務内容	社会福祉主事 任用資格等	国家資格等 による業務	基礎研修受講 に必要な年数 (通算)
1	相談支援業務	—	—	3年 (勤務日数540日) ※1と2の合算可
2	直接支援の業務	あり	—	3年 (勤務日数540日) ※1と2の合算可
3	直接支援の業務	なし	—	6年 (勤務日数1080日)
4	相談支援又は 直接支援の業務	—	<u>5年以上従事</u>	1年 (勤務日数180日)

# 相談支援業務(対象者・内容)

## ■業務の対象者

- ① 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者
- ② 満18歳に満たない者(児童)

児発管のみ算定可能  
(障害児ではなく児童全般が  
対象)

## ■業務内容

日常生活の自立に関する相談に応じ、助言指導、その他の支援を行う

# 相談支援業務(勤務場所)

## サビ児管ともに実務経験として算定可能な勤務先

相談支援事業所・障害者支援施設・障害児入所支援施設・児童相談所・身体障害者更生相談所  
知的障害者更生相談所・福祉事業所・発達障害者支援センター・精神保健福祉センター  
障害者職業センター・障害者就業生活支援センター・特別支援学校（学級）

病院・診療所（ただし、次のいずれかに該当する者のみ）

- 1 社会福祉主事任用資格を有する者
- 2 介護職員初任者研修（旧訪問介護員2級）以上に相当する研修を修了した者  
（介護福祉士を含む）
- 3 国家資格等を有する者
- 4 病院・診療所以外で相談支援の業務に従事した期間が1年以上ある者

## サビ管は算定不可/児発管は算定可能

児童家庭支援センター・乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設  
幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校

## サビ管は算定可能/児発管は 通算2年まで 算定可能

老人福祉施設・救護施設・更生施設・介護老人保健施設・介護医療院・地域包括支援センター

# 直接支援の業務(対象者・内容) ①

## ■業務の対象者

- ① 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者
- ② 満18歳に満たない者(児童)

児発管のみ算定可能  
(障害児ではなく児童全般が  
対象)

## ■業務内容

- 入浴, 排せつ, 食事, その他の介護を行う
- 日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与, 生活能力の向上のために必要な訓練, その他の支援を行う
- 職業訓練・職業教育を行う

# 直接支援の業務(対象者・内容) ②

## ■業務の対象者

介護者

## ■業務内容

- 介護に関する指導を行う
- 訓練等に関する指導を行う

# 直接支援の業務(勤務場所)

## サビ児管ともに実務経験として算定可能な勤務先

障害者支援施設・障害児入所施設・障害福祉サービス事業・障害児通所支援事業  
病院・診療所・薬局・訪問看護事業所・特別支援学校(学級)

## サビ管は算定不可/児発管は算定可能

幼稚園・保育所・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校  
助産施設・乳児院・母子生活支援施設・幼保連携型認定こども園・児童厚生施設  
児童家庭支援センター・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設  
児童自立生活援助事業・放課後児童健全育成事業・子育て短期支援事業  
乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・小規模保育事業・地域子育て支援拠点事業  
一時預かり事業・小規模住居型児童養育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業  
事業所内保育事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業

## サビ管は算定可能/

## 児発管は社会福祉主事任用資格等を持つ場合のみ通算2年まで算定可能

老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・病院又は診療所の療養病床関係病室  
重度障害者多数雇用事業所(助成金の受給が必須)・老人居宅介護事業・特例子会社

# 社会福祉主事任用資格等とは

## 社会福祉主事任用資格

参考ページ：厚生労働省「社会福祉主事任用資格の取得方法」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html)

介護職員初任者研修（旧訪問介護員2級）以上に相当する研修の修了※介護福祉士を含む

## 保育士

## 児童指導員任用資格

次のいずれかに該当する者

- ①知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ②社会福祉士，精神保健福祉士
- ③大学の学部又は大学院で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（海外の大学でもよい）
- ④小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- ⑤2年以上児童福祉事業に従事した者（高卒者以上）
- ⑥3年以上児童福祉事業に従事した者（その他）

## 旧法の精神障害者社会復帰指導員任用資格

# 国家資格等とは

## 該当する資格

(国家資格であっても下記の表に記載された資格以外は該当しません)

医師，歯科医師，薬剤師，保健師，助産師，看護師，准看護師，理学療法士，作業療法士  
社会福祉士，介護福祉士，視能訓練士，義肢装具士，歯科衛生士，言語聴覚士  
あん摩マッサージ指圧師，はり師，きゅう師，柔道整復師，栄養士（管理栄養士を含む。）  
精神保健福祉士

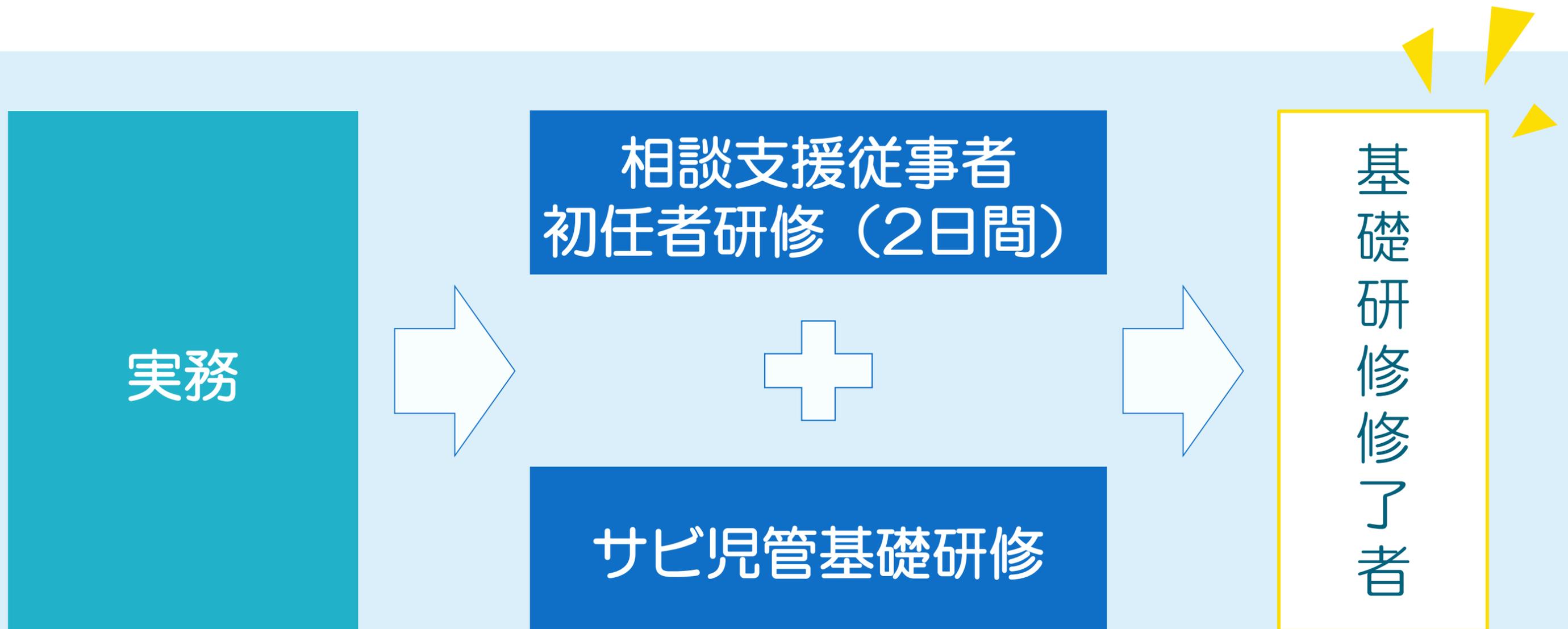
## 国家資格等による業務に従事するとは

その資格に基づいて行う業務に従事している必要があります。  
例：医師免許を持つものが医師として従事するなど

# 研修について

---

# 研修の流れ①（基礎研修まで）



※ 広島県では、サビ児管基礎研修より前に  
相談支援従事者初任者研修（2日間）の受講が必須です。

# 基礎研修修了者について

基礎研修修了者は2人目のサビ児管として個別支援計画の原案作成ができます。

## ■基礎研修修了者のみなし配置

令和3年度末までに基礎研修修了者となり、**基礎研修受講に必要な実務年数+2年**の実務年数を満たす場合、基礎研修修了日から3年間はサビ児管として勤務できます。

※必ず、基礎研修修了日から3年以内に実践研修を受講してください。

（令和2年に基礎研修修了者となった方で、みなし配置を受けている方は、令和4年度の実践研修を必ず受講してください。）

〔実践研修の受講申込〆切：令和4年11月30日（水）〕

# みなし配置が可能となる時期

次の①～③を全て満たした日から勤務可能

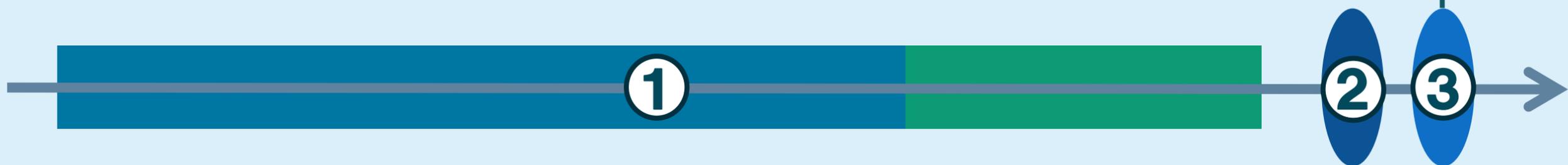
- ① 基礎研修受講に必要な実務年数＋2年の実務を行う
- ② 相談支援従事者初任者研修（2日間）を修了する
- ③ サビ児管基礎研修を修了する

※①～③はどの順番で満たしてもかまいません

※みなし配置可否の審査は、人員変更届等の提出時に指定権者が行います

# みなし配置が可能となる時期(図説)

1. 基礎研修修了**前**に実務要件を満たす場合 みなし配置可能



2. 基礎研修修了**後**に実務要件を満たす場合



① 基礎研修受講に必要な実務年数 + 2年    ② 初任研修了日    ③ 基礎研修了日

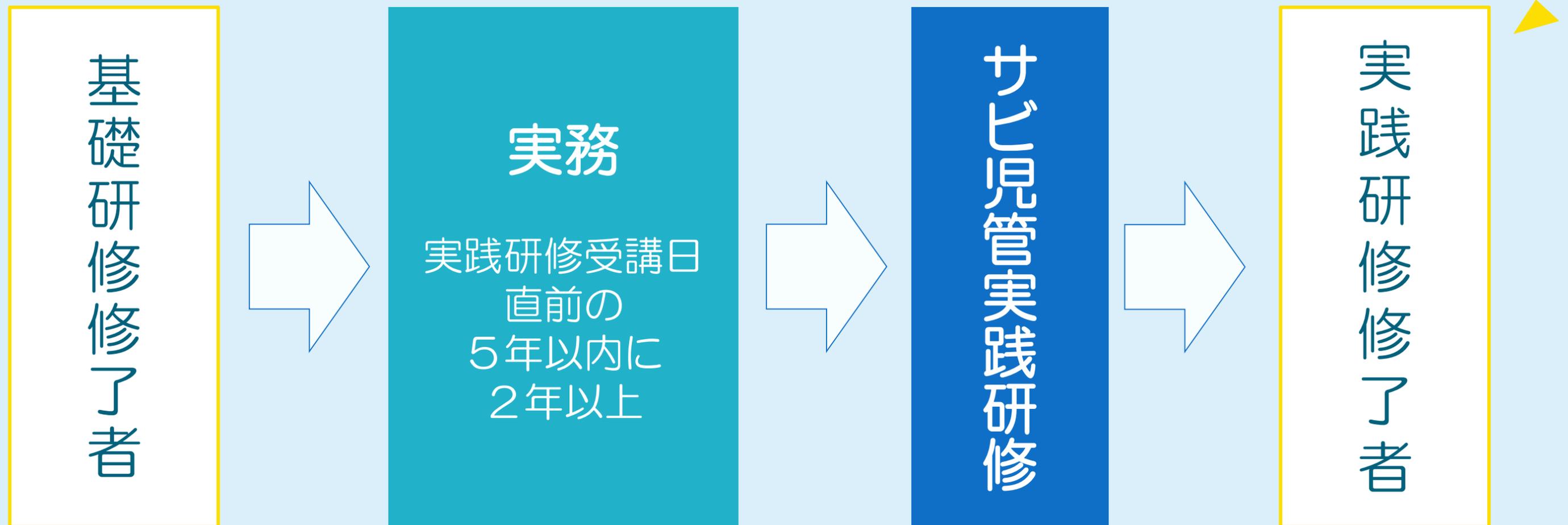
# みなし配置の注意

みなし配置者は、基礎研修修了日から3年以内に実践研修を受講しなければ、みなしが失効します。

みなしが失効するのは3年後の年度末ではなく**基礎研修修了から3年経つ日**です。

※実践研修はみなし失効後も受講可能です。基礎研修再受講は必要ありません。

## 研修の流れ②（実践研修まで）



※ 実務経験に算入できる業務内容は、  
相談支援業務・直接支援の業務・個別支援計画の原案作成業務の3種類

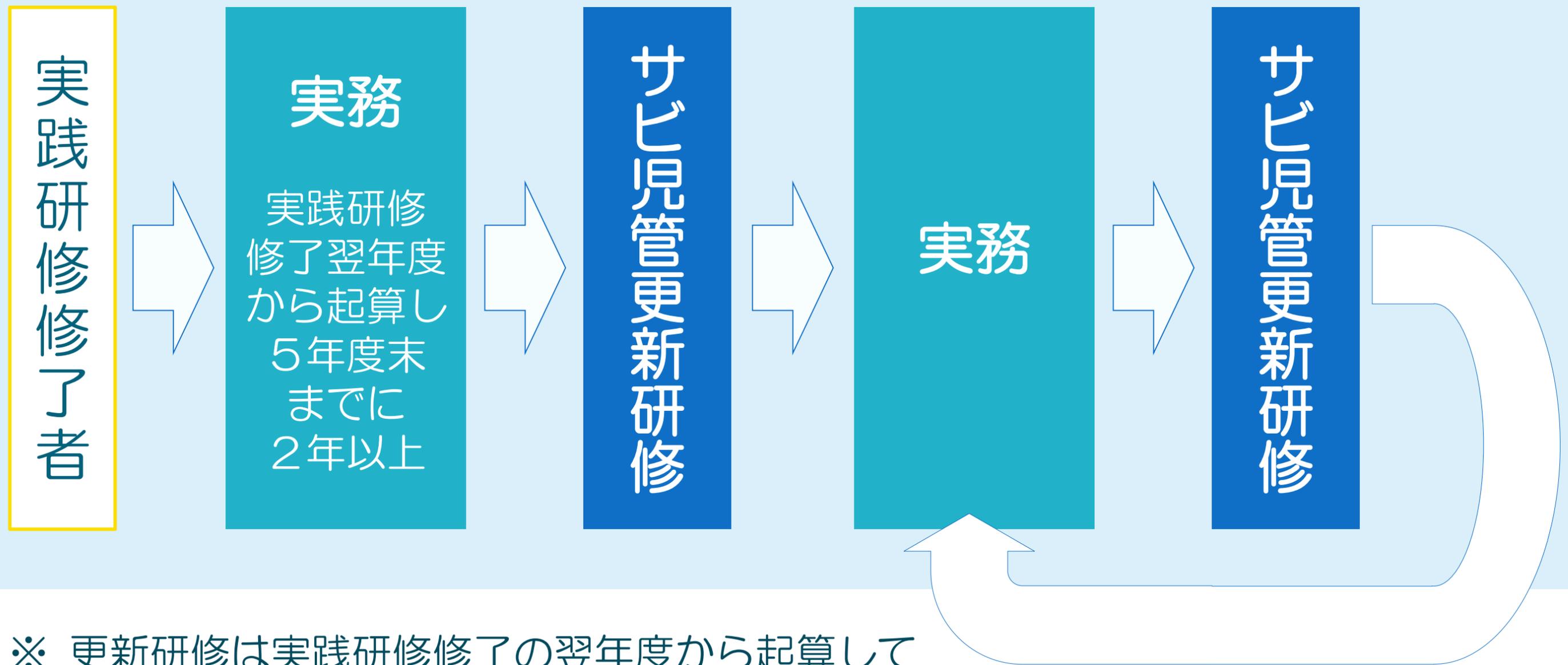
みなし配置の場合はサビ児管業務

# 実践研修の受講時期

実践研修の受講には、基礎研修修了日以後、  
実践研修の受講前5年間に2年以上の実務経験が必要です。

この実務は必ずしも、2人目のサービス管理責任者や児童  
発達支援管理責任者としての実務である必要はありません。  
直接支援業務・相談支援業務への従事期間も実務経験年数  
に算入できます。

## 研修の流れ③（更新研修）



※ 更新研修は実践研修修了の翌年度から起算して5年目の年度末まで受講可能。以後、5年ごとに更新研修の受講が必要。

# 更新研修の受講時期

更新研修の受講時期は、実践研修修了の翌年度を起算点として計算します。（1回目の受講期限は実践研修の翌年度から5年以内、2回目の受講期限は実践研修の翌年度10年以内…）  
前回の更新研修から5年ではないことに注意してください。



# 更新研修の受講対象者について

## ■更新研修が受講可能な者

次の要件のいずれかに該当する者

- 実践研修修了日以後に2年以上、対象業務を行った者
- 研修受講日に対象業務に従事している者

## ■対象業務

- サビ管更新研修 → サビ管・管理者・相談支援専門員
- 児発管更新研修 → 児発管・管理者・相談支援専門員

## 更新研修を期限までに受けなかった場合

更新研修を受講期限までに修了しなかった場合、翌日からサビ児管として勤務することができません。

現にサビ児管として従事していた場合は、人員欠如となりますので、受け逃すことのないように留意してください。

期限までに修了しなかった場合は、実践研修の受講が必要です（基礎研修の再受講は必要ありません）。

# H30年以前のサビ児管研修修了者について

平成30年までに、サービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了された方は、令和5年度末までに更新研修を受講する必要があります。

初回の更新研修の受講に限り、勤務年数等に関わらず全員が受講可能です。2回目以降の更新研修の受講期限は、初回の更新研修修了の翌年度を起算点として5年毎です。

※ 2回目以降の受講には実践研修修了者と同様の実務要件が課されます。